

町内会への除雪費補助事業

町内会が主体となって実施する市道の除排雪に対し、その費用の一部を市が補助します。



【交付要件】

- ・町内会が実施する除排雪であること
- ・除雪を行う場所が野々市市道の区域内であること
- ・野々市市雪害対策本部の設置期間中に実施した除排雪であること

【交付金額】

[業者に委託する場合]

$$\text{交付金額} = (\text{業者委託費用}) \times 1/2$$

[直営で実施する場合]

$$\text{交付金額} = (\text{使用した重機等の時間当たり稼働単価}^{\ast}) \times (\text{稼働時間})$$

※町内会が使用した重機等に相当する稼働単価を市で設定します。(労務費は含まれません)

《交付限度額 いずれの場合も1町内会あたり150,000円/年度》



★補助金交付までの流れ★

雪害対策本部設置

↓ 除雪の実施

補助金交付申請・除排雪実績報告

(雪害対策本部閉鎖日の翌日より15日以内に申請)

補助金の交付決定 (市→町内会)

請求書の提出

補助金交付

(5月末までに町内会へ支払)



※申請書類などの詳細について、市ホームページに掲載しています。



[問い合わせ]
土木課 TEL227-6086